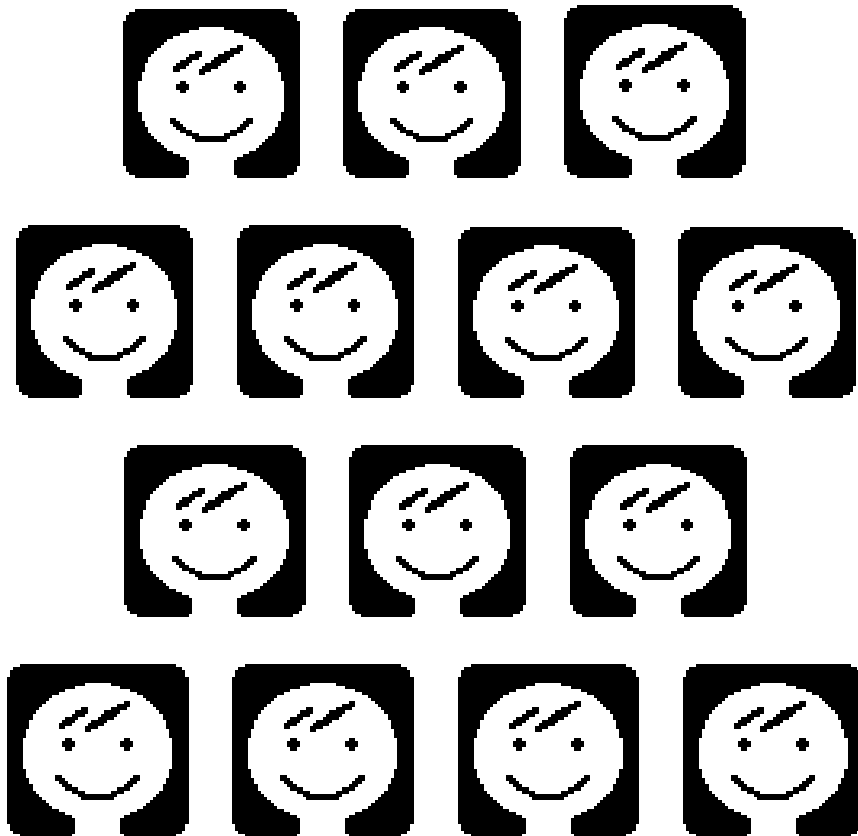


保存版

P T A 規約・規程



仙台市立広瀬小学校 P T A

〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字二本松 40

TEL 022-392-2208

*大切に保管のうえ、ご活用ください。

目次

広瀬小学校PTA規約

第1章	総	則	2
第2章	機	関	2
第3章	役	員	2
第4章	会	議	3
第5章	会	計	4
第6章	表彰・慶弔		4
第7章	補	則	4

広瀬小学校PTA規程

1.	専門委員会に関する規程	5
2.	学年委員会に関する規程	6
3.	役員候補者推せん委員会に関する規程	7
4.	プール管理運営委員会に関する規程	8
5.	その他の特別委員会に関する規程	9
6.	表彰に関する規程	9
7.	慶弔見舞に関する規程	10
8.	旅費に関する規程	10
9.	ボランティア活動に関する規程	11
10.	個人情報取扱に関する規定	11

仙台市立広瀬小学校PTA規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、仙台市立広瀬小学校PTA(以下 広瀬小学校PTA)と称し、事務局を同校内におく。

(目的)

第2条 本会は会員の融和を図り、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の健全育成に寄与することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 教育を本旨とする民主団体として、特定の政党や宗教に偏らず、また営利を目的とするような行為はしない。

(会員)

第4条 本会の会員は、広瀬小学校に在籍する児童の保護者及び同校の教職員とする。

2 本会の会員は平等に権利を有し、等しく義務を負う。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校の連携による児童の自主活動の促進
- (2) 家庭、学校及び地域における児童福祉の増進
- (3) 会員の研修及び親睦活動の推進
- (4) 教育環境の整備及び充実のための活動
- (5) 仙台市PTA協議会、青葉区PTA連合会の活動への参加
- (6) 本会に登録したボランティア団体への支援
- (7) その他、この会の目的達成に必要な事業

第2章 機 関

(機関)

第6条 第2条の目的を達成するため、本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 役員会
 - (4) 専門委員会
 - (5) 学年委員会
- 2 専門、学年委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、規程で定める。
- 3 特定の任務にあたるための特別委員会を設置することができるものとし、活動、及び運営に関し必要な事項は、規程で定める。
- (1) 役員候補者推せん委員会
 - (2) プール管理運営委員会
 - (3) その他、本会の運営に必要と思われる特別委員会

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 庶務3～5名

事務長1名(教職員) 事務次長1名(教職員) 会計2名(保護者、教職員各1名) 監事2名

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
- (3) 副会長は、専門委員会、学年委員会を分担し調整にあたる。
- (4) 事務局は、事務長、事務次長、庶務及び会計で構成する。
- (5) 事務長は本会の事務を統括し、事務次長は事務長を補佐する。
- (6) 庶務は本会の事務及び記録を行う。
- (7) 会計は本会の会計処理及び会計管理を行う。
- (8) 監事は、本会の事業及び会計を年2回以上監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は1年とする。ただし、1役職3年を限度とし、再任を妨げない。

2 欠員補充は運営委員会で行い、任期は前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第10条 会長、副会長、庶務、会計1名及び監事は役員候補者推せん委員会の推せんに基づき、総会の承認を得て選出する。

2 事務長、事務次長及び会計1名は、会長が委嘱する。

(顧問・参与)

第11条 本会に顧問・参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が総会において推薦し、委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。なお、会議は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。また、議決は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関とし、会員をもって構成する。

2 定期総会は、毎年4月に開催する。

3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたととき又は会員の過半数の要求があったときに開催する。

4 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業の報告及び計画の承認
- (3) 会計の決算及び予算の承認
- (4) 役員選出
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

5 総会は、他の会員に委任した会員も出席したものとみなす。

6 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関とし、会長、副会長、運営委員及び事務局で構成する。

2 前項の運営委員は、第6条に規程する各専門委員長、各学年委員長をもって構成する。

3 運営委員会は、各学期始め及び役員会が必要と認めたとときに開催する。

4 運営委員会に付議する事項は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する議案
- (2) 総会で付託された事項
- (3) 規程の制定、改正及び廃止
- (4) 事業の執行及び各機関の調整に関する事項
- (5) その他役員会が必要と認めたと事項

5 運営委員会の議長及び運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長及び事務局で構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じ開催し、会長が議長となる。

3 役員会に付議する事項は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 運営委員会に付議する議題

- (2) 運営委員会で付託された事項
 - (3) 会員の表彰に関する事項
 - (4) 会員の慶弔見舞に関する事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 4 役員会は、会務を統括し、運営についての責任を負う。

第5章 会 計

(収入)

第16条 本会の活動に要する経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 本会の会費は、普通会費と臨時会費とする。

- 2 普通会費は、会員数により、徴収額を定める。額および集金方法については役員会が定める。
- 3 臨時会費は、特別の事由又は緊急を要する事情が生じた場合に、運営委員会の承認を得て徴収する。この場合、事後の総会に報告して承認を得なければならない。
- 4 年度途中において入退会した会員の会費の額は、その入退会時期等を勘案して役員会が定める。
- 5 会員に特別な事情があるときは、会費を一定期間免除することができるものとし、その該当基準及び減免機関については役員会が定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計処理)

第19条 本会の収入及び支出は、すべて本会の会計予算に編入しなければならない。ただし、特殊な事業に要する経費については、特別会計を設けることができる。

- 2 この規約に定めるもののほか会計事務に関し必要な事項は、役員会が定める。

(予算流用)

第20条 各項の予算流用又は予備費の支出は、運営委員会の承認を得る。

第6章 表彰・慶弔

(表彰)

第21条 本会は、会の運営に顕著な功績のあった会員又は関係者を表彰するものとする。

- 2 表彰に関し必要な事項は、規程で定める。

(慶弔見舞)

第22条 本会は、会員又は関係者に慶弔見舞の行為を行うことができる。

- 2 慶弔見舞に関し必要な事項は、規程で定める。

第7章 補 則

(旅費)

第23条 役員又は会員が会務のために出張したときは、予算の範囲内において旅費を支給する。

- 2 旅費に関し必要な事項は、規程で定める。

(市P協への加入)

第24条 本会は、仙台市PTA協議会及び仙台市青葉区PTA連合会に加入する。

(規約・規程の改廃)

第25条 この規約の制定、改正及び廃止は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければすることができない。

- 2 この規約により定める各規程の制定、改正及び廃止は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければすることができない。

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか、会の運営その他必要な事項は、運営委員会の承認を得て会長が別に定める。

(個人情報取扱)

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱方法に定め、適正に運用するものとする。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

平成23年4月22日一部改正

平成24年4月27日一部改正

平成25年4月23日一部改正

平成31年4月19日一部改正

令和3年4月23日一部改正

1. 専門委員会に関する規程

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第6条により、専門委員会に関することを定める。

(副会長)

第2条 副会長は、各委員会活動およびPTA役員会との連絡・行事調整に当たるほか、委員間の相互協力を推進する。

(専門委員会の構成)

第3条 委員会ごとに各学年PTAから6名以上及び教職員2名以上の委員により構成し、各委員会の構成人数は役員会にて決定する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の活動)

第4条 各委員会の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 広報委員会

- ① 広報誌「りんどう」の発行に関する事。
- ② 情報、宣伝活動に関する事など。

(2) 育成委員会

- ① プール管理運営に関する事。
- ② 児童、保護者の健康増進、親睦、交流に関する事。
- ③ 児童の保健衛生に関する事など。

(3) 環境委員会

- ① 児童の教育環境整備に関する事。
- ② 児童の防犯及び交通安全指導に関する事。
- ③ 学校の環境緑化に関する事など。

(正副委員長、会計)

第5条 各委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長最低1名、会計最低1名を置く。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。また、この会の運営委員を兼ねる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 4 会計は、委員長の指示により会計に関する事務を行う。

(専門委員会)

第6条 各委員会は必要に応じて委員会を開催し、委員会の運営及び活動の推進について協議する。

(専門委員長会)

第7条 委員長会を設置し、担当副会長及び各委員長で構成する。

- 2 委員長会は、各委員会の活動を円滑に推進するための連絡調整を行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員長会の承認を得

て役員会が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。
平成22年4月22日一部改正
平成24年4月27日一部改正
令和3年2月19日一部改正

2. 学年委員会に関する規程

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第6条により、学年委員会に関することを定める。

(副会長)

第2条 副会長は、各委員会活動及びPTA役員会との連絡・行事調整に当たるほか、委員会間の相互協力を推進する。

(学年PTA)

第3条 学年PTAは、児童の在籍する学年の保護者及び担当教職員により構成する。

(学年委員会の構成)

第4条 学年PTAに学年委員会を置き、各学級から概ね2名を選出する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学年PTAの活動)

第5条 学年PTAの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 児童の学習理解に関すること。
- (2) 児童の家庭教育に関すること。
- (3) 会員の研修活動に関すること。
- (4) 会員相互の交流、親睦に関することなど。

(正委員長、会計)

第6条 委員の互選により委員長1名、会計最低1名を置く。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。また、この会の運営委員を兼ねる。

3 会計は、委員長の指示により会計に関する事務を行う。

(学年委員会)

第7条 必要に応じ委員会を開催し、委員会の運営及び活動の推進について協議する。

(学年委員長会)

第8条 委員長会を設置し、担当副会長及び各委員長で構成する。

2 委員長会は、各委員会の活動を円滑に推進するための連絡調整を行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学年委員会の運営に関し必要な事項は、学年委員長会の承認を得て役員会が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。
平成22年4月22日一部改正
平成24年4月27日一部改正
平成30年4月9日一部改正
令和3年2月19日一部改正

3. 役員候補者推せん委員会に関する規程

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第6条により、役員候補者推せん委員会（以下「推せん委員会」という）に関することを定める。

(構成)

第2条 学年PTA、前推せん委員、教職員から選出された委員により構成する。

(任務)

第3条 規約第7条に規程する役員のうち、総会の承認により選出される役員候補者の推せんを任務とし、主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) 役員候補者の公募に関すること。
- (2) 役員候補者の人選及び推せんの決定に関すること。

(設置期間)

第4条 設置期間は、役員会が定め会長が招集した日から次期定期総会までとする。

(委員)

第5条 第2条に規程する推せん委員会の委員は、次により選出する。

- (1) 各学年委員から1名
 - (2) 教職員から2名
 - (3) 前推せん委員から1名
 - (4) 本部役員経験者が参与として参加することができる。
- 2 委員は、役員候補者になることはできない。
 - 3 連続3年以上委員になることはできない。
 - 4 委員の任期は、第4条に規程する委員会の設置期間とする。

(正副委員長、書記)

第6条 委員長1名、副委員長1名及び書記1名を置く。

- 2 委員長、副委員長及び書記は委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 5 書記は、この会の書記及び記録に当たる。

(委員会)

第7条 必要に応じ委員会を開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 第3条に掲げる事項及び推せん委員会の運営その他必要な事項について協議する。

(候補者の公募及び推せんの原則)

第8条 役員候補者の推せんを行うに当たっては、あらかじめ会員に対して候補者の公募を行うものとし、公募した推せん書に基づき委員会で充分検討し定数を満たす役員候補者を推せんする。ただし、やむを得ない事情や特別な事由が発生した際は公募を省略できる。

- 2 公募の時期及び方法等については、推せん委員会が定める。

(推せんの方法)

第9条 委員長は、推せん委員会が役員候補者を決定したとき候補者の決定を役員会及び運営委員会に報告し、「役員候補者推せん名簿」を作成、一般会員に報告、定例総会において承認を得る。ただし、やむを得ない事情や特別な事由が発生した際は、左記報告と左記名簿の作成を経ずに、総会において報告し、承認を得ることができる。

(干渉の排除)

第10条 会員又は関係者は、推せん委員会からの要求がある場合を除き、その活動に関しみにだりに干渉

し、阻害する行為を行ってはならない。

(秘密の保持)

- 第11条 委員は、常に公平中立な立場に努め候補者の立場を配慮し、その活動内容を活動中はもちろん終了後も一切公表してはならない。
- 2 活動に関する一切の事務書類は、任務が終了した時点で事務長が保管する。

(補則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の活動に関し必要な事項は推せん委員会が定める。

附則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
平成22年4月22日一部改正
平成25年4月23日一部改正
令和3年2月19日一部改正

4. プール管理運営委員会に関する規程

(根拠規約)

- 第1条 広瀬小学校PTA規約第6条により、プール管理運営委員会（以下「プール委員会」という。）に関することを定める。

(目的)

- 第2条 夏季休業中における学校プール開放に伴う児童の利用に関し、プールの有効かつ安全な管理運営に当たることを目的とする。

(構成)

- 第3条 PTA会長、副会長、育成委員会及び担当教職員をもって構成する。

(任務)

- 第4条 任務は、次のとおりとする。
- (1) プール利用計画の策定に関すること。
 - (2) プール管理運営会計の予算及び決算に関すること。
 - (3) プール監視員の任免及び世話人の割当調整に関すること。
 - (4) 利用上の安全対策及び事故防止に関すること。
 - (5) その他、プール利用に関し必要なこと。

(役員)

- 第5条 委員長1名、副委員長2名及び監事2名を置く。
- 2 委員長に会長を、副委員長に副会長並びに育成委員会委員長を、監事に本部役員2名を置く。
 - 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
 - 5 監事は、プール管理運営会計を監査する。

(校長)

- 第6条 校長は、学校管理者の立場からプール委員会に出席して意見を述べるとともに、管理運営及び予算の執行に関し具申することができる。

(事務局)

- 第7条 事務は、PTAの事務局が行う。

(委員会)

- 第8条 プール開放期間の前後及び必要に応じ委員会を開催するものとする。

2 第4条に掲げる事項及びプール委員会の運営等について協議する。

(プール管理運営会計)

- 第9条 経費を執行するため、規約第19条に規程する特別会計としてプール管理運営会計を設ける。
- 2 会計年度は、毎年6月1日に始まり9月30日に終わる。
 - 3 経費は、協力金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
 - 4 協力金は、児童1人あたり割勘算とする。額および集金方法についてはプール委員会が定める。

(周知)

第10条 利用計画の策定及び予算が確定したときは、その内容を会員に周知するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、プールの管理運営に関し必要な事項は、プール委員会が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。
平成22年4月22日一部改正
平成24年4月27日一部改正

5. その他の特別委員会に関する規程

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第6条により、その他の特別委員会に関することを定める。

(目的)

第2条 本会の運営に必要と思われる特別な事案が生じた場合、その任務を遂行することを目的とする。

(構成)

第3条 PTA会員(教職員も含む)、およびPTA会長による推薦のある者により構成する。

- 2 委員長1名、副委員長最低1名、会計最低1名を置く。

(設置期間)

第4条 設置期間はPTA会長の召集した日から委員会運営目的を達成するまでとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

6. 表彰に関する規程

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第21条により、表彰に関することを定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次に該当する者とする。

- (1) 会長又は副会長を務め退会した者。
- (2) 役員(会長、副会長を除く)、専門及び学年委員会の委員長を通算2年以上務め退会した者、又は副委員長を通算3年以上務め退会した者。
- (3) その他、本会の運営に功績があったと認められる者。
- (4) 未就学児のいる者も一時退会者と見なす。

(表彰者の選考)

第3条 表彰者の選考は、前条に規程する対象者の内から役員会が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰状の授与又は感謝状の贈呈とし、原則として定期総会の席上で行う。

2 表彰状又は感謝状には、記念品を添えることができる。

(上部団体への推せん)

第5条 市P協、区P連等、上部団体の行う表彰の推せんについては、第2条による対象者から役員会が行う。

(委任)

第6条 表彰に関し、この規程に定めのない事項については、役員会に委任する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成22年4月22日一部改正

7. 慶弔見舞に関する規程

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第22条により、慶弔見舞に関することを定める。

(慶意の対象)

第2条 本会又は本校の名誉となる顕著な活躍をしたと認められる会員又は児童に対し、祝電及び祝い金等により慶意を表すものとし、その該当基準及び金額については会長が役員会に諮って定める。

(弔意、見舞いの対象)

第3条 弔意及び見舞いの行為は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------------|-------|----------|
| (1) 会員が死亡の場合 | 弔電 及び | 10,000 円 |
| (2) 児童が死亡の場合 | 弔電 及び | 10,000 円 |
| (3) 会員が本会活動中に負傷し、1ヶ月以上入院の場合 | | 5,000 円 |

(委任)

第4条 慶弔見舞に関し、この規程に定めのない事項については、役員会に委任する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

8. 旅費に関する規程

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第23条により、旅費に関することを定める。

(支給の対象)

第2条 各団体からの要請に基づき、この会の代表として出席する会議並びに出張について、旅費を支給する。

(旅費支給額)

第3条 旅費の支給額は、次のとおりとする。なお、市内とは、広瀬小学校区、愛子小学校区、栗生小学校区、錦ヶ丘小学校区以外の仙台市内とし、県内とは、仙台市以外の県内市町村とする。

[旅費]

区 分	市 内	県 内	県 外
金 額	1,000 円	1,500 円	2,000 円

(旅費の特例)

第4条 その他、必要に応じ、役員会に諮って支給する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成28年4月1日一部改正

9. ボランティア活動に関する規程

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第5条により、ボランティア活動に関することを定める。

(目的)

第2条 児童・学校および地域に必要な活動を金銭的な対価なく提供する。

(活動)

第3条 以下の方針にしたがって活動する。

- (1) 児童の安全・教育のための環境整備と緑化。
- (2) 児童の心身の健全な育成。
- (3) 地域との交流。

(登録)

第4条 ボランティア団体を設立する際は、随時会長に申し出をし、PTA役員会で承認を得て広瀬小学校ボランティア団体として登録する。

2 登録期間は登録年数の年度末までとする。

3 登録期間であっても目的に反する行為が認められた場合は、役員会で審議のうえ登録を抹消し、活動費の返還を役員会は求めることができる。

(構成)

第5条 広瀬小学校PTA会員を含む3名以上をもって構成し、代表者1名、会計1名をおく。

附則

この規程は、平成23年4月22日から施行する。

10. 個人情報取扱に関する規定

(根拠規約)

第1条 広瀬小学校PTA規約第27条により、個人情報取扱に関することを定め、この規定に関してはPTA個人情報取扱規則の中に定める。

附則

この規定は、平成31年4月19日から施行する。